

電話や情報通信機器を用いた診療について

令和2年4月10日付け厚生労働省事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての時限的・特例的な取扱いとして、「電話や情報通信機器を用いた診療」が認められています。
従来の「オンライン診療」と異なり、**視覚情報を伴わない通信手段（電話）を用いて診療することができます。**

【参考】「電話や情報通信機器を用いた診療」と「オンライン診療」の違い

	電話や情報通信機器を用いた診療（電話等診療）	オンライン診療
根拠通知等	R2.4.10厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」	H9.12.24厚生労働省通知「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」等
診察手段	<u>電話</u> や情報通信機器	原則、リアルタイムの <u>視覚及び聴覚の情報を含む情報通信手段</u> （テレビ電話等）
診療報酬の取扱い	令和5年7月31日をもって、診療報酬の電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例は終了。（「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和5年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）より）	算定にあたり、四国厚生支局に届出が必要。
留意事項	「初診」及び「初診が電話等診療だった方の電話等診療による再診」の場合、次のとおり処方制限あり。 ・麻薬及び向精神薬の処方できない。 ・診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できる場合を除き、処方日数は7日が上限。また、安全管理が必要な医薬品（いわゆる「ハイリスク薬」）の処方できない。	厚生労働省が定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って実施すること。 （厚生労働省が実施する「 <u>オンライン診療を行う医師向けの研修</u> 」（e-learning形式）の受講など）
その他（※）	・ <u>初診から電話等診療を行う場合、県に毎月の実施状況の報告が必要。</u> ・ 厚生労働省が実施する「オンライン診療を行う医師向けの研修」（e-learning形式）を受講していることが望ましい。	